

2013年2月20日

産経新聞 夕刊

児童虐待の通報・相談は年間5万件を超え、年々増え続けているが、この問題に取り組むNPO法人「シンクキッズ」代表幹事の後藤啓二弁護士は「氷山の一角」と言う。家庭は一種の密室で、家族が口を閉ざせば、中で何が起きているか、外部からは容易にうかがい知れない。▼大阪市東住吉区の女児行方不明事件も、市の職員が何度も自宅を訪問したが、父親の「妻の実家に帰っている」などの説明にだまされていた。6歳になっている

はずの女児の所在を確認しないまま児童手当を支給していたのは、ずさんと言っしかないが、行政の腰を重くさせる法制度にも問題がある。▼児童虐待防止法は児童の安否確認などのために臨検、搜索を認めているが、裁判官の許可状が必要で、さらに保護者が立ち入り調査や出頭を拒否したことが要件になる。児童の安全を第一に考えて「立ち入りが許されるというより、立ち入りしないことが許されない」（後藤弁護士）という視点が必要だ。

湊町
365